

取りまとめの骨子案（たたき台）

1. 本とりまとめの位置づけ

- 消費者基本計画（施策番号 67-2②③）の進捗状況を現時点でとりまとめたものであり、同時に、これまでの当専門調査会での議論や電気料金調査会での議論から得られた、取り組むべき課題と今後検討すべき論点を示すもの。
- 取り組むべき課題については、消費者委員会から、所管省庁及び消費者庁に対して、取組みを要請するとともに、その取組状況を随時フォローアップすることを念頭。一方、今後検討すべき論点については、関係省庁に協力を依頼し、委員会自らこれを検討することを念頭。

2. 今後の取組みの方向性

(1) 消費者参画の機会等の確保について

①進め方

所管省庁、消費者庁は、以下の課題に取り組む。消費者委員会は、その取組み状況をフォローアップすべきではないか。

②消費者参画の機会の確保

- 審査要領等の見直しや料金改定申請は、外部有識者を構成員とした検討・審議の場を整備すべきではないか（その際、検討・審議の場で、消費者の意見をどのように取り込んでいくべきか。例えば、「検討・審議の場に正規メンバーとして参加」「オブザーバーメンバーとして参加」「意見聴取対象として参加」といった方法の有効性についてどのように考えるか。）。
- 公聴会開催について定めがある場合は、極力公聴会を開催すべきではないか（公聴会の開催が関係者の要請に係らしめられている場合、「関係者」と消費者の位置づけをどのように考えるか。一方「関係者」に消費者が含まれない場合、どのような対応が適当なのか。）。また、その開催を迅速に決定するとともに、利用者に公聴会開催への参加を積極的に働きかけすべきではないか。また、希望者全員に意見陳述の機会を確保すべきでは

ないか。

公聴会開催について定めがない場合であっても、可能な限り、利用者の意見を聴取する場を設定すべきではないか。

○HP等を活用し、国民一般から広く意見を募集。また、募集した意見への回答も公表すべきではないか。

③透明性の確保

○料金改定を行う際には、事業者が、消費者の求めに応じて積極的に説明会を開催すべきではないか。

○審査要領や算定要領等について、HPに常時最新版を掲載するなど、消費者が容易に閲覧できるような環境を整備すべきではないか。

また、申請受理した書類、認可に係る書類をHPに掲載すべきではないか。

○料金改定を審議する場合は、全面的に公開。その際、マスコミに加え、一般の傍聴も可能な限り認めるほか、会議終了後には資料や議事概要を迅速にHPに掲載すべきではないか。

○値上げ認可申請に対する消費者庁の検証ポイントを策定する場合には、その検証ポイントを公表し、協議の際の所管省庁への意見及び所管省庁からの回答も公表すべきではないか。

○サービス提供地域において、消費者や消費者団体との意見交換会を開催。その際、希望者全員の意見表明の機会を確保すべきではないか。

○公共料金に関する消費者の知見や理解の向上を支援するため、消費者への啓発活動や消費者教育を積極的に実施すべきではないか。

④その他

○公共料金に関する国民の意見・相談について、国民生活センターの協力を得て適切に解析を行い、その結果を所管省庁と共有し、公共料金制度の更なる改善のため積極的に活用すべきはないか。

なお、上述の取組みを行う際には、事業者の規模や事務負担能

力、他社への影響力等を考慮し、柔軟に対応していくこととするか。

(2) 料金適正性の確保について

①進め方

一定期間の検討が必要なため、以下の論点については、中長期的な課題として、まずは事実関係、検討に資する材料を整理していくべきとの方向か。

なお、その際、複数の公共料金分野にわたる課題であることから、関係する所管省庁にも、積極的に消費者委員会に協力を依頼か。

②総括原価方式における事業報酬算出の在り方についての検討

○事業報酬の概念と規制の考え方を改めて明らかにすべきか。

(事業報酬の目的は何かを明らかにするべきではないか。資本コストへの充当を目的としたものか、内部留保の充実を目的としたものか、自己資本充実を目的としたものか 等。)

○事業報酬算出上の自己資本と他人資本のウェイト比(算出ウェイト比)は、何が適正なのか。また、実績値との乖離を踏まえて評価されるべきか。

○算出ウェイト比は、各分野、事業規模で異なるか、同一であるべきか。

○自己資本報酬率は、どのような指標を参照し、決定されるべきなのか。

○諸外国ではレートベース方式が採用されているか。その上で、算出ウェイト比は、どのように設定されているか。

③料金妥当性の継続的な検証の在り方についての検討

○料金妥当性の継続的な検証は、どのような指標・要素により、どの程度の頻度で行われるべきか。

○消費者が継続的な検証を行えるように、どのような情報が公表されるべきか。

○インフレ時には、申請内容を厳しくチェックすることとなるが、これとの関係をどのように考えるべきか。

- 上限料金を規制する公共料金と、実際料金を規制する公共料金で、妥当性検証の手法や考え方は異なるべきか。
- 妥当性の検証により料金を変更させる場合、事業者のコスト削減インセンティブ等が損なわれる可能性について、どのように考えるべきか。
- 諸外国では、料金の妥当性検証について、どのように取組んでいるか。

④現世代消費者と将来世代消費者間の費用負担の在り方についての検討

- 公共料金においては、インフラの維持費用は、世代間で費用を公平負担すべきものであり、世代間の公平な費用負担の在り方を検討するべきではないか。その際、地方公共団体が決定する公共料金について、料金決定プロセス等に関し提言すべきことはないか。
- 公共料金の原価算定を行う際には、結果的に更新投資を抑制する方向に働くようなものはないか。あるとすれば、それに対応すべきか。
- 修繕、更新、技術開発に必要な費用の世代間負担について、どのように対応すべきか。

⑤公共料金政策の国際比較についての検討

- 我が国の公共料金政策を評価するため、主要な公共料金について、各国の現状を調査すべきではないか。特に、自由化された公共料金¹において、料金規制における消費者への配慮がどのように実施されているかを調査すべきではないか。
- また、料金妥当性や事業効率性を検証する際には、「サービスの質」も比較すべきではないか。

なお、上述の検討を行う際には、事業者の規模や他社への影響等を考慮し、柔軟に対応していくこととするか。

¹ 電力料金については、2018年度から2020年を目途に、電気の小売料金の全面自由化に係る制度を実施するとされている。